

**懲戒処分の指針について**  
**(平成12年3月31日職職一68)**  
 (人事院事務総長発)

最終改正：令和2年4月1日職審一131

人事院では、この度、懲戒処分がより一層厳正に行われるよう、任命権者が懲戒処分に付すべきと判断した事案について、処分量定を決定するに当たっての参考に供することを目的として、別紙のとおり懲戒処分の指針を作成しました。

職員の不祥事に対しては、かねて厳正な対応を求めてきたところですが、各省庁におかれては、本指針を踏まえ、更に服務義務違反に対する厳正な対処をお願いいたします。

特に、組織的に行われていると見られる不祥事に対しては、管理監督者の責任を厳正に問う必要があること、また、職務を怠った場合（国家公務員法第82条第1項第2号）も懲戒処分の対象となることについて、留意されるようお願いします。

以 上

別紙

懲戒処分の指針

第1 基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。

個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- ② 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ④ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- ⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

がある。また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとして、

- ① 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
  - ② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき
- がある。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

第2 標準例

1 一般服務関係

ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。

イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は停職とする。

(9) 賭博

ア 賭博をした職員は、減給又は戒告とする。

イ 常習として賭博をした職員は、停職とする。

(10) 麻薬等の所持等

麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員は、免職とする。

(11) 酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員は、減給又は戒告とする。

(12) 淫行

1 8歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員は、免職又は停職とする。

(13) 痴漢行為

公共の場所又は乗物において痴漢行為をした職員は、停職又は減給とする。

(14) 盗撮行為

公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした職員は、停職又は減給とする。

4 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

(1) 飲酒運転

ア 酒酔い運転をした職員は、免職又は停職とする。この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員は、免職とする。

イ 酒気帯び運転をした職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員は、免職又は停職（事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職）とする。

ウ 飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員又は職員の飲酒をしながら当該職員が運転する車両に同乗した職員は、飲酒運転をした職員に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮して、免職、停職、減給又は戒告とする。

(2) 飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）

ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。

イ 人に傷害を負わせた職員は、減給又は戒告とする。この場合において措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

(3) 飲酒運転以外の交通法規違反

著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

(注) 処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮の上判断するものとする。

5 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい、黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

## 大臣官房長、秘書課長記者会見の概要(平成 30 年 4 月 27 日(金曜日))

問) 今回の福田さんへの処分についてなのですが、減給20%・6月ということですが、これの基準について教えてください。佐川前国税庁長官は減給20%・3月でしたけれども、それと比べても重いように思うのですけれども、ちょっとその辺についてお聞かせいただければと思います。

秘書課長) 今回の減給、20%・6月という量定につきまして、特に佐川氏のケースと何か比較して決めているものではもちろんなくて、本件人事院の規則で言うところのセクハラに当たるのかどうかというのは、国会でも色々御議論のあるところではありますけれども、そこは当たるとした場合に、人事院のガイドラインというのがあります、言葉でのセクシュアル・ハラスメント行為については、戒告もしくは減給というガイドラインがございます。それで、そこに当てはめたというのが1つと、それから先ほども御説明しましたとおり、事務次官という綱紀の肅正、省内の綱紀について責任を持つ立場にある、そういう役職の人物がやったことであるということ、それから皆様、この2週間余りの状況は御存じのとおりで、国会審議も含めて非常に信用失墜に重い責任を持つということ、単純にセクシュアル・ハラスメント行為については、先ほどから申し上げたとおり財務省として判断しているといえますか、認定をしているのですけれども、処分の量定については、今申し上げたようなことを加味して、決めているということでございます。

## 検事長コメント

令和2年5月21日

東京高等検察庁検事長

本日、内閣総理大臣宛てに辞職願を提出しました。

この度報道された内容は、一部事実と異なる部分もありますが、緊急事態宣言下における私の行動は、緊張感に欠け、軽率にすぎるものであり、猛省しています。

このまま検事長の職にとどまることは相当でないと判断し、辞職を願い出たものです。

国民全体の奉仕者である職員が、官職の信用を傷つけるような行為を行うことは、公務に対する国民の信頼を損なうものです。この信用失墜行為は、職場内の行為に限られず、職員の職務とは関係ない職場外、勤務時間外の行為であっても、その行為が官職の信用を傷つける場合には、本条の信用失墜行為に該当します。

どのような行為が官職を傷つけ、官職全体の不名誉となる行為かは法令には具体的に規定されていません。したがって、行為の態様、社会への影響などを考慮して、個々具体的に判断されることとなります。

信用失墜行為の代表的なもの、取柄などの汚職ですが、職務との関連で整理すると次のとおりです。信用失墜行為については、刑事罰の対象となる事実が多く、そのほとんどは刑事罰に加え免職などの懲戒処分を受けることとなります。

- ① 職務に直接関連するもの  
業務上横領、職権濫用、運転業務中の交通違反・事故、カラ出張などの不正経理等
- ② 職務に関連するもの  
職務遂行中の暴言、飲食物等の供応の受領、取柄、セクハラ等
- ③ 職務と関連しないもの  
勤務時間外の交通違反・事故、麻雀等の常習賭博、わいせつ行為等の犯罪行為等

4 秘密を守る義務

職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。  
(国公法第100条第1項)

公表することが国民全体の不利益になる情報、個人のプライバシーに関する情報でそれを漏らすことにより個人の利益が侵害される情報は、秘密としてこれを漏らすことが禁止されています。

本条に違反した場合には、刑事罰が科せられます(国公法第109条第12号)。

秘密とは、一般に知られていない事実であって、それを漏らすことにより特定の法益を侵害するものをいいます。

5 職務に専念する義務

職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、政府がなすべき責を負う職務にのみ従事しなければなりません。職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、官職を兼ねてはなりません。職員は、官職を兼ねる場合においても、それに対して給与を受けなければならない。  
(国公法第101条第1項)

ク 予算、個別定数、定員の査定を受ける国の機関

※ 「事業者等」とは、法人(法人でない団体又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体、事業を行う個人(その事業のための行為を行う場合)及びこれらの利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者をいいます。

※ 同一省庁内の職員同士は、利害関係者にはならないものとして取り扱っています。

利害関係者とみなす者  
検査官及び検査事務官については、検査を受けている被験者、公訴の提起を受けている被告人若しくは刑の執行を受ける者(以下「被験者等」という。)又は被験者等の弁護人、代理人その他これに準ずる者(当該被験者等のためにする行為を行う場合に限る。)は、当該検査、公訴の提起若しくは維持又は刑の執行に従事している検査官及び検査事務官の「利害関係者」とみなされています。

(法務省職員倫理規程第3条関係)

※ 以下の者については、「利害関係者に当たらない。」とされていますが、職務の公正さを疑われるような接触は厳に慎むべきであるとされています。

- ・被験者等の参考人
- ・告訴人、告発人又はその代理人
- ・人事訴訟の相手方等、検察官が公益の代表者として行為する場合の関係者及びその代理人
- ・裁判所職員
- ・警察その他の捜査機関や国税局の職員
- ・マスコミ関係者

なお、過去3年間に職員が就いていた官職の利害関係者も現在の利害関係者とみなされ、また、職員が持つ影響力を他の職員に対して行使させることにより自己の利益を図ろうとして職員と接触している他の職員の利害関係者も、その職員の利害関係者とみなされます。

② 利害関係者との間における規制

ア 利害関係者から、金銭、物品又は不動産の贈与を受けてはならない(せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。)

※ 結婚式の「祝儀」については、祝儀名目であっても、実務相当額であれば受け取ることができます。また、配偶者や親との関係で出席した利害関係者から、通常の社交儀礼の範囲内の祝儀を受け取れることは認められています。

※ 「香典」は、葬儀の際に受付の者が職員の利害関係者に該当するかど

○下線部分について、レートをお調べいただきたい。

(最近の事例)

処分日	所属	処分量定	概要	レート
H29. 3. 27	陸自第8高射特科群 (青野原駐屯地)	A: 停職30日 B: 停職30日 C: 停職5日 D: 停職5日 E: 停職5日 F: 停職5日 G: 停職5日 H: 停職5日 I: 停職5日	平成26年5月上旬から平成28年3月頃までの間、駐屯地内において複数人と金銭を賭けた <u>麻雀</u> を複数回行ったもの。 ※A及びBはその他の者を強引に誘った。	主に1,000点を100円に換算
H29. 7. 28	海自補給本部 (十条基地)	A: 停職25日 B: 停職25日 C: 停職6日 D: 停職6日 E: 停職6日 F: 停職10日	平成28年5月頃から同年11月頃までの間、Fの自宅等において複数人と <u>賭博(麻雀)</u> を行ったもの。 ※A及びBは生活指導と称してFから3万6千円の金銭を共謀して受け取った。	A及びB: 主に1,000点を100円に換算 C～F: 主に1,000点を10円から50円に換算
H29. 7. 28	海自呉造修補給所 (呉基地)	A: 停職6日	平成28年7月頃、都内の雀荘において <u>賭博(麻雀)</u> を行ったもの。	主に1,000点を10円から50円に換算
H30. 3. 27	陸自13普通科連隊 (松本駐屯地)	A: 停職5日 B: 停職5日 C: 停職5日	平成28年11月頃から平成30年1月頃までの間、自宅等において金銭を賭けた <u>賭博(麻雀)</u> を行ったもの。	主に1,000点を50円から100円に換算

ラス), 6回(最判昭24・11・17裁判集(刑事)14号659頁「原判決が判示賭博の外5回に亘りいづれも同種の賭博を履行した事蹟に徴し常習を認定したことは經驗則に照らし若し得る), 約3か月間に3回の花札賭博(最判昭25・10・6集4巻10号1951頁・裁判集(刑事)19号699頁「原判決は被告人が原判示(中略)の賭博を反覆してその常習性を認定したものでその認定は何等實驗法則に違反するものではない。」判例研究として, 本田正義・警時6巻4号80頁), 20日間(東京高判昭32・1・17高集10巻1号1頁・裁判4巻1号2号5頁・判タ68号98頁(1回の賭金が数千円から3万円であることも考慮), 判例研究として, 真野英一・判タ78号13頁), 約1か月間に5回でその都度100回前後(東京高判昭38・9・5東時14巻9号157頁), 約7か月間にわたり(大阪高判昭40・4・27高検速報(昭40)4号), 約70余日の間に1,500回以上(東京高判昭49・4・4・17判裁月報6巻4号332頁・東時25巻4号32頁・高検速報2014号)等がある。

33 常習性が否定されたものとして, 1回のみ(大判大3・4・6最20輯465頁), 1日2回(大判大10・2・26最27輯81頁), 約1時間半に12~13回(大阪高判昭49・9・27判裁月報6巻9号958頁・高検速報(昭49)52号)等がある。

(d) 賭博の態様による常習性の認定

34 (i) 賭博の態様と常習性の関係 賭博の態様も常習性を認定する際の一資料であつて(大判大4・3・30最21輯319頁「賭博常習者ナリヤ否ヤ(中略)ノ事實」如キハ賭博罪(中略)ノ行為自體ノ態様ヨリ推理シテ之ヲ認メ得ヘキコト證據法上毫無アルコトナシ), 過去の賭博履歴がない場合であっても, 賭博態様そのものから賭博の習癖(常習性)の存在を認定することは可能である(仙台高秋田支判昭31・8・21最特3巻16号805頁「被告人Xには賭博罪の前科はないことは所論指摘のとおりであるけれども常習賭博を認定するに当っては必ず賭博の前科あることを必要とするものではなく当該賭博行為の態様そのものから見て賭博の習癖の存在を肯認することに必要とするものではない」とある)。東京高判昭49・4・17判裁月報6巻4号332頁・東時25巻4号32頁・高検速報2014号「刑法第186条第1項の常習性を認定するには特定の資料に賭博の前科があることを要するものではない。」(判例研究として, 亀山謙夫・研修315号47頁), 大阪地判昭50・3・19判時787号129頁「賭博関係の前科の存在は, その認定資料として監視できないものであるが, 右前科の不存在が必然的にその常習性の否定を導くわけではなく, また, 右のような習性の発現と認められる以上, たまたま捕捉された一時一回の賭博行為についても常習賭博罪が成立する。」(判例研究として, 木村栄作・審論28巻12号158頁, 日野正晴・捜探284号76頁等), 東京高判昭53・2・27判裁月報10巻1号1号120頁・東時29巻2号32頁・高検速報2283号「常習賭博罪における常習とは「反復して賭博行為をする習癖」をいい, その常習性を認定するに当たっては「特定の資料, ことに賭博の前科があることを要するものではなく, 被告人の所為自体において賭博の習癖が存するものと認定できればよい」とするのが判例上確定されたものであることは所論のとおりである)。

35 (ii) 裁判例 判例上, 賭博態様により常習性を認定する際に考慮された事項とし

ては, ①賭博の種別(花札(大判昭3・2・16新聞2845号13頁・東京高判昭38・9・5東時14巻9号157頁「その賭博の種類方法は, 花札使用による俗に「アトサキ」又は「バツマキ」と称するもの), 丁半賭博(大判昭10・5・21集14巻545頁), 賽本引賭博(最判昭24・11・17裁判集(刑事)14号659頁「本件賭博が賽本引という友人遊の賭博である」最(大)判昭26・8・1集5巻9号1709頁・裁判集(刑事)51号81頁), 娯楽性の乏しい賭博であること(東京高判昭45・2・18高集23巻1号171頁・東時21巻2号90頁・判タ254号231頁「本件賭博は, その方法は娯楽性の乏しい典型的な賭博方法であり」判例研究として, 鈴木義男・研修273号59頁)), ②賭博の複雑性(大判大14・3・18集4巻175頁「賭博ノ種類モ多ク特ニ『ヒリカケ』【三粒】ノ如キ複雑ニシテ初心者ノ直ニ手ヲ下シ難キ賭博ヲ爲シ), ③賭博の性格・規模(仙台高秋田支判昭31・8・21最特3巻16号805頁「その賭博に参集した者は14, 5名の多きに上りその内の9名が賭博を行っており, 東京高判昭41・9・6東時17巻9号171頁・判タ200号164頁・同204号167頁「その賭博においては友人の賭博で常連や金持の坐るいわゆる『タテ盆』などに席を占め), ④賭金額の多寡(大判昭3・2・16新聞2845号13頁, 大判大14・3・18集4巻175頁「賭金モ相當多額ニ上レルヲ以テ, 東京高判昭38・9・5東時14巻9号157頁「1回の賭金額は千円ないし3万円の多額に上ることが認められる。」最判昭24・2・24裁判集(刑事)7号553頁「(中略)本件賭博をしたときには, 所持金は15,000円位で, 1回に500円乃至3,000円位張つた。又その前月頃にも2回位賭博をして30,000円余負けたことがある」旨の自供とを綜合して, 被告人を常習賭博者であると認定したものである。」東京高判昭41・9・6東時17巻9号171頁・判タ200号164頁・同204号167頁「その態様, 賭金額, 寺銭, 顔ぶれなどの諸般の状況に徴し被告人らの本件賭博行為はその習癖が発現したものとみられる。」東京高判昭45・2・18高集23巻1号171頁・東時21巻2号90頁・判タ254号231頁「その回数も賭金の額も多く, その規模は必ずしも小さいものとはいえない。」判例研究として, 鈴木義男・研修273号59頁), ⑤犯人の役割(賭博の胴元等であること等を考慮したものとして, 大判昭8・7・5集12巻1080頁「『チーハー』賭博ノ胴元ト爲リ」最判昭24・7・14裁判集(刑事)12号567頁「殊に原審の証拠として採っているAに対する(中略)取調書では『今度の博奕の盆(親方の意味)はXのものと思つて居るとの旨の供述記載』があり, 右Xは被告人であるから, 原審がさらに判示前科に照らし, 被告人の所為を常習賭博と認定したことは實驗則に反する違法があると言ふことを得ない。」最判昭25・4・7集4巻4号507頁・裁判集(刑事)17号57頁「取調書中における『私は最近博奕場に入りする様になつて津島でも顔役となり親師もする様になつて一儲する心算でやつたもので有ります』との被告人の供述記載とを綜合して, 常習性を認定し), 仙台高秋田支判昭31・8・21最特3巻16号805頁「特に被告人は胴元としてその賭博を執行し, 東京高判昭41・9・6東時17巻9号171頁・判タ200号164頁・同204号167頁「その賭博においては友人の賭博で常連や金持の坐るいわゆる『タテ盆』などに席を占め), ⑥賭博の相手方(相手方も賭博罪等で処罰された者であること等を考慮したものとして, 仙台高秋田支判昭31・8・21最特3巻16号805頁「9名が賭博を行つており且つA, B, C, D等は何れも賭博罪の前科を有する者である」最判昭24・4・7集3巻4号496頁・裁判集(刑事)9号161頁「賭博の相手方が夫々賭博又は常習賭博罪

にて処刑された者である点等を総合してこれを認め、東京高判昭41・9・6東時17巻9号171頁・判タ200号164頁・同204号167頁「顔ぶれなどの諸般の状況に徴し」、営業性(生業として各地を転々とするものとして、広島高判昭31・10・9東特3巻20号975頁・高検速報(昭31)39号、高松高判昭32・6・11高検速報134号、店舗にゲーム機等を設置して行方形態の賭博として、最判昭28・11・10集7巻11号2067頁・裁判集(刑事)88号95頁・判時14号26頁・判タ37号49頁、東京高判昭32・11・25東時8巻11号394頁・判タ68号98頁、東京高判昭49・4・17判裁月報6巻4号332頁・東時25巻4号32頁・高検速報2014号「被告人はこれらを営業として行っていることが明らかでありこのような本件所為の態様、回数、賭金額、営利性など諸般の状況に徴すれば被告人に賭博の習癖があると認めざるを得ない。」(判例研究として、亀山徳夫・研修315号47頁)、大阪地判昭50・3・19判時787号129頁「判示犯行当時には、被告人にとって判示のような賭博行為の反覆は、その日常生活の中に職業活動同然として定着し、その生活態度に習性として組み入れられていたものと考えられるのであって、このような観点から、被告人は賭博の常習性を有していたものであり、判示賭博行為はその常習性の発現であつたと認定すべきである。」(判例研究として、木村栄作・警論28巻12号158頁、日野正晴・捜研284号76頁等)、福岡高判昭50・9・16判裁月報7巻9号803頁・高検速報1216号・判時809号105頁「本件遊技機が高度の賭博性を有するものであることは否定し難く、被告人は右遊技機による賭博により取得される利益に對する處方から、当初10台を仕入れ、更に13台を買入れ、昭和47年11月初旬から同48年3月中旬にわたり、常時数カ所の喫茶店等に教台以上の右遊技機を設置し、店主と共謀して多数の客を相手に賭博することを常業として継続して来たものであり、多額の資金投下、その規模、期間、とりわけ右の如き高度の賭博性ある行為を営業化せる被告人の態度等からすると、賭博罪の前科がなく、他に正業を有していたことなどを充分考慮しても、被告人には賭博的志向が潜在し、同業を継続するうちにそれが漸次定着化し、右の如く営業化せる段階においてみれば、もはや習癖となつたものと認められ、原判示の本件所為は被告人のかかる習癖の発現と認められるのが相当、東京高判昭53・2・27判裁月報10巻1-2号120頁・東時29巻2号32頁・高検速報2283号「被告人には賭博関係の前科はないけれども、被告人は、本件遊技機の賭博性が強く、その性質上自動的に賭博行為を反覆実行する機能のあることを十分認識しながら、この機軸を設置することにより利益をあげようとの意図のもとに、これを自己の店舗内に設置し、前後約1年2月の長期にわたり、延べ約130人の賭客を相手方としてその都度賭博に應ずる旨の意思決定のもとに、現金とコインを交換し、多数回にわたり原判示の賭博行為を反覆実行した前記認定事實に照らすと、被告人の本件賭博行為自体から被告人の賭博意欲が習癖化していったものと認められるのが相当であつて、」最決昭54・10・26集33巻6号665頁・裁判集(刑事)216号175頁・判時946号127頁・判タ402号71頁「被告人は、長期間営業を継続する意思のもとに、5200万円という多額の資金を投下して賭博遊技機34台を設置した遊技場の営業を開始し、警察による摘発を受けて廃業するまでの3日間、これを継続し、その間延べ約140名の客が来場して約70万円の売上利益を挙げたというのであり、その他原判示の諸事情に徴すると、被告人に賭博を反覆実行する習癖があり、その発現として賭博をしたと認めざるを得ない。」(判例研究として、判解刑(昭54)(支部保

夫)284頁、曹時34巻3号205頁、ジュリ710号94頁、岩井直子・警研58巻4号49頁、藤岡一郎・産大法學15巻3号185頁、飛田清弘・警論33巻9号148頁、大谷實・ジュリ743号(臨時増刊)179頁、法セ314号62頁、日高義博・判評258号187頁、大沼邦弘・法セ313号130頁、永野義一・研修428号141頁等)。なお、いわゆるゲーム機賭博の問題点につき、平井義丸・研修475号105頁、玉岡尚志・捜研38巻9号73頁)等がある

2 共犯関係

(1) 「常習性」が刑法上の「身分」であること 常習賭博罪における常習性は、刑法上の身分である(最(大)判昭26・8・1集5巻9号1709頁・裁判集(刑事)51号81頁「賭博常習者」といふのは、賭博を反復する習癖、即ち犯罪者の属性による刑法上の身分であるが)、同旨、最判昭37・4・24裁判集(刑事)141号915頁、大塚・各論531頁、大谷・各論511頁、西田・各論403頁)。これに對し、常習性が身分の一種であることを認めつつも、一般の身分犯が行為の属性(違法要素)を定型化したものであるのに対して、常習賭博罪における常習性は行為者の属性(責任要素)を定型化したものであることから、65条適用の際に一般の身分犯と異なる取扱ひが必要であるとする見解がある(団藤・各論355頁、団藤・総論422頁。この見解は、例えば、賭博の常習者と非常習者が共に賭博行為をした場合について65条1項の適用を排する)。また、常習性を行為者の属性と理解しながらも、身分犯とは身分の存在をまづ特別な義務を負担する場合であり、賭博をしてはならないとする義務は単純賭博・常習賭博を通じて共通であるとして、常習賭博罪は身分犯ではないとする見解もある(菅川・各論338頁)。

(2) 刑法65条の適用

(a) 常習賭博罪と刑法65条の関係 賭博の常習者と非常習者と不真正身分犯にある場合の65条の適用に関しては、①常習賭博罪は不真正身分犯であり、65条2項は不真正身分犯に關して犯罪の成立・科刑を定めたものであるから、同項の適用により、それぞれに常習賭博罪と単純賭博罪(又はその教唆・幫助罪)が成立しその刑が科せられるとする見解(通説、団藤・注釈(4)(小審)344頁、矢野刑法490頁等。なお、65条をより実質的に考察し、同条1項を違法身分に關する規定、同条2項を責任身分に關する規定と解する見解も、常習賭博罪の常習性を責任身分と解するので、結局、同じ結論となる。西田・各論404頁、山口・各論520頁。もつとも、前掲山口は、常習者が非常習者の賭博を教唆・幫助した場合については、共犯從属性の観点から、正犯に成立する単純賭博罪の限度で教唆・幫助罪が成立するととまるとする)、②常習性は行為者の属性であつて一般の身分犯とは異なるため65条は適用されないが、同条を適用するとの見解(団藤・各論355頁、団藤・総論422頁。ただし、この見解は、常習賭博罪は正犯のみ適用される規定と解し、常習者が非常習者の賭博に加功した場合、単純賭博罪の教唆・幫助罪が成立するととまるとする。団藤・各論356頁注8)、③常習性は行為者の属性であることも行為者の属性でもあるため65条が適用されるとした上、同条1項は真正身分犯・不真正身分犯を通じて共犯の成

## 黒川弘務東京高等検察庁検事長に関する記事についての調査結果

令和2年5月21日 法務省

週刊誌「週刊文春」（2020年5月28日号）に、黒川弘務東京高等検察庁検事長（以下「黒川検事長」という。）が、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る緊急事態宣言下の令和2年5月1日頃、東京都内の報道機関の記者の自宅において、複数人の記者と、賭け麻雀を行っていた。」旨の記事（以下「本件記事」という。）が掲載された。

法務省は、本件記事の真偽につき、関係する報道機関の公表内容の確認及び黒川検事長本人からの事情聴取といった調査を行ったので、その結果を下記のとおり報告する。

### 記

#### 1 本件記事の概要等

本件記事は、黒川検事長について、概要

- ① 黒川検事長は、緊急事態宣言下の令和2年5月1日頃、東京都内の産経新聞に所属する記者A方において、同人、同じく産経新聞に所属する記者B及び朝日新聞に所属する記者Cとともに、賭け麻雀を行っていた。
  - ② 黒川検事長は、同日の賭け麻雀終了後、記者の手配したハイヤーに同乗して、記者A方から帰宅する便宜を図ってもらっていた。
  - ③ 黒川検事長は、同月13日頃にも、記者A方において、同人及び記者Bと賭け麻雀をし、記者Bの手配したハイヤーで帰宅した。
- などと報じている。

#### 2 調査結果

##### (1) 各記事に共通する事実関係等

###### ア 緊急事態宣言について

本件記事の対象となっている期間は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、政府により、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われ、外出自粛等の取組への協力が広く呼

びかけられていた期間であった。

法務省においても、法務省新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針が発出され、いわゆる三密を避けるべきものとされていた。

#### イ 各記者との関係

本件記事に記載されている記者A、記者B及び記者Cは、黒川検事長を取材対象として担当するなどしていた者であり、黒川検事長と旧知の間柄であった。

#### (2) 個別記事に関する事実関係等

ア 記事①「緊急事態宣言下の令和2年5月1日頃、記者A方で、同人、記者B及び記者Cとともに、賭け麻雀を行っていた」について  
(調査結果)

黒川検事長が、緊急事態宣言下の令和2年5月1日頃の勤務時間外に、東京都内の記者A方において、同人、記者B及び記者Cとともに、飲酒したほか、金銭を賭けて麻雀を行っていた事実が認められた。

この麻雀は、いわゆる点ピン（1,000点を100円換算とするもの）と呼ばれるレートで行われていたものであり、参加した者の間で、1万円から2万円程度の現金のやり取りがなされていた。

イ 記事②「黒川検事長は、令和2年5月1日頃の賭け麻雀終了後、記者の手配したハイヤーに同乗して、記者A方から帰宅する便宜を図ってもらっていた」について  
(調査結果)

黒川検事長が、令和2年5月1日頃に、記者A方で麻雀を行った後、記者Bの手配したハイヤーに同乗して帰宅した事実及び当該ハイヤーの料金を支払っていない事実が認められた。

なお、この点については、検事長の立場にある者として軽率な行為であるとのそしりを免れないものの、黒川検事長個人のために手配されたハイヤーを利用したのではなく、記者Bが帰宅するハイヤーに同乗したものであったと認められる。

ウ 記事③「黒川検事長は、令和2年5月13日頃にも、記者A方において、同人及び記者Bと賭け麻雀を行い、記者Bの手配したハイヤーで帰宅した」について  
(調査結果)

黒川検事長が、緊急事態宣言下の令和2年5月13日頃の勤務時間外に、記者A方において、同人、記者Bらと金銭を賭けて麻雀を行っていた事実が認められた。

この日もいわゆる点ピンと呼ばれるレートで行われており、参加した者の中で、1万円から2万円程度の現金のやり取りがなされていた。

また、記者A方で麻雀を行った後、記者Bの手配したハイヤーに同乗して帰宅した事実及び当該ハイヤーの料金を支払っていない事実が認められたが、黒川検事長個人のために手配されたハイヤーを利用したのではなく、記者Bが帰宅するハイヤーに同乗したものであったと認められる。

#### エ その他の事実

黒川検事長に関して、前記各事実以外の機会における金銭を賭けた麻雀やハイヤーの送迎の事実についても、調査を行った。

黒川検事長が、記者A、記者B及び記者Cとともに、約3年前から、月1、2回程度、前記各事実同様のレートで金銭を賭けた麻雀を行っていたことや、記者が帰宅するハイヤーに同乗したことが認められるが、その具体的な日付を特定しての事実の認定には至らなかった。

## 黒川弘務東京高等検察庁検事長の職責についての検討結果

令和2年5月21日 法務省

### 1 法務省による調査結果（以下「調査結果」という。）

令和2年5月21日付け「黒川弘務東京高等検察庁検事長に関する記事についての調査結果」（以下「調査結果」という。）記載のとおり。

### 2 職責対象となるべき事実等

#### (1) 対象事実

黒川弘務東京高等検察庁検事長（以下「黒川検事長」という。）は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の自粛要請期間中である令和2年5月1日頃及び同月13日頃の2回にわたり、東京都内に所在するマンション一室において、報道関係者ら3名とともに、金銭を賭けて麻雀を行ったものである。

#### (2) 対象事実特定の原因

黒川検事長については、調査結果のとおり、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の自粛要請期間中である令和2年5月1日頃及び同月13日頃の2回にわたり、記者A、記者B及び記者Cとともに、金銭を賭けて麻雀を行った事実が認められ、この行為は、誠に不適切なものであると認められる。

他方で、黒川検事長が、令和2年5月1日頃及び同月13日頃、記者A方で麻雀を行った後、記者の手配したハイヤーに同乗して帰宅した事実、及び当該ハイヤーの料金を支払っていない事実が認められたが、黒川検事長個人のために手配されたハイヤーを利用したのではなく、記者Bが帰宅するハイヤーに同乗したものであったと認められ、また、追加費用が発生した事実も確認できないことからすると、社会通念上相当と認められる程度を超えた財産上の利益の供与があったとまでは認められない。

そこで、職責対象となるべき事実として、前記(1)のとおり特定した。

### 3 調査結果を踏まえた黒川検事長の職責の在り方

(1) 検察官は、刑事訴訟法上、唯一の公訴提起機関であり、その職務執行

の公正が直接刑事裁判の結果に重大な影響を及ぼす職責を担っている。

そして、黒川検事長は、令和2年5月当時、自ら検察官であったことはもとより、東京高等検察庁検事長として、同高等検察庁管内の全検察官を含む検察庁職員を指揮監督する立場にあった。

そのような立場にありながら、黒川検事長は、調査結果のとおり、令和2年5月1日頃及び同月13日頃に、東京都内において、それぞれ、記者A、記者B及び記者Cと金銭を賭けた麻雀を行ったものである。

また、これらの行為が行われた時期は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、政府による緊急事態宣言が行われ、広く外出自粛等が呼びかけられていた上、法務省からも、法務省新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針が発出され、法務・検察職員においては、これらを踏まえた行動が求められていた時期であった。

さらに、前記各事実以外の機会における金銭を賭けた麻雀については、その具体的な日付を特定しての事実の認定には至らなかったものの、記者A、記者B及び記者Cとともに、約3年前から、月1、2回程度、金銭を賭けた麻雀を行っていたことが認められる。

以上によれば、黒川検事長による前記行為は、誠に不適切であったと認められる。

- (2) 他方で、前記一連の金銭を賭けた麻雀については、旧知の間柄の者の間で、いわゆる点ピン（1,000点を100円換算とするもの）と呼ばれる、必ずしも高額とまではいえないレートで行われたものである。

また、黒川検事長は、事実を認めて深く反省している事実も認められる。

さらに、黒川検事長については、これまで法務省及び検察庁において長年にわたり勤務してきたものであり、その勤務態度は良好で、組織に対して多大な貢献をしてきたものであって、本件までに懲戒処分等を受けたこともなかった。

- (3) これらを総合的に考慮し、先例も踏まえると、黒川検事長に対しては、国家公務員法上の懲戒処分が付すべきとまでは認められないものの、監督上の措置として、最も重い訓告とするのが相当であると考えられる。

各国の感染者数及び人口100万人当たり感染者数

	イタリア		スペイン		ドイツ		フランス		米国	
	感染者数	人口100万人当たり感染者数								
1月26日							3	0.046082949	2	0.00607718
2月7日					13	0.155688623	6	0.092165899	11	0.033424491
2月13日					16	0.191616766	11	0.168970814	13	0.039501671
2月17日					16	0.191616766	12	0.184331797	15	0.045578851
2月27日	400	6.601	12	0.256959315	23	0.275449102	18	0.276497696	59	0.179276816
2月28日	650	10.726	16	0.34261242	46	0.550898204	38	0.583717358	59	0.179276816
3月2日	1,694	27.954	73	1.563169165	131	1.568862275	130	1.996927803	69	0.209662716
3月6日	<b>3,858</b>	63.663	237	5.074946467	400	4.790419162	423	6.497995853	148	0.449711334
3月11日	10,149	167.475	1,622	34.73233405	1,296	15.52095898	1,784	27.40399386	843	2.561531449
3月13日	15,113	249.389	<b>2,950</b>	63.16916488	<b>2,369</b>	28.37125749	<b>2,876</b>	44.1781874	1,416	4.302643573
3月16日	24,747	408.366	<b>7,753</b>	166.0171306	<b>4,838</b>	57.94011976	<b>5,423</b>	83.30261137	3,147	9.562443026
3月17日	27,980	461.716	9,191	196.8094218	6,012	72	6,633	101.8894009	<b>3,998</b>	12.1482832
3月19日	35,713	589.323	13,716	293.7044968	8,198	98.17964072	9,134	140.3072197	7,858	23.87724096
3月23日	59,138	975.875	28,572	611.8201285	18,610	222.8742515	16,689	256.359447	32,148	97.68459435
<b>3月27日</b>	80,539	1329.026	56,188	1203.169165	36,508	437.2215569	29,155	447.8494624	81,543	247.7757521
4月3日	115,242	1901.683	110,238	2360.556745	73,522	880.502994	59,105	907.9109063	238,584	724.958979
<b>4月7日</b>	132,547	2187.244	135,032	2891.477516	95,391	1142.407186	74,390	1142.703533	361,245	1097.675479

	日本		韓国		中国	
	感染者数	人口100万人当たり感染者数	感染者数	人口100万人当たり感染者数	感染者数	人口100万人当たり感染者数
1月26日	4	0.031720856	3	0.05859375	1,975	1.377458502
2月7日	25	0.198255353	23	0.44921875	31,161	21.73315665
2月13日	28	0.222045995	28	0.546875	44,653	31.14311619
2月17日	59	0.467882633	29	0.56640625	70,548	49.20351513
2月27日	186	1.475019826	1,595	31.15234375	78,497	54.74752406
2月28日	210	1.665344964	2,022	39.4921875	78,824	54.97558934
3月2日	239	1.895321174	4,212	82.265625	80,026	55.81392105
3月6日	349	2.767644726	6,284	122.734375	80,552	56.18077835
3月11日	568	4.504361618	7,513	146.7382813	80,754	56.32166271
3月13日	675	5.352894528	7,979	155.8398438	80,813	56.36281211
3月16日	814	6.45519429	8,162	159.4140625	80,844	56.38443298
3月17日	829	6.574147502	8,320	162.5	80,881	56.41023853
3月19日	914	7.248215702	8,565	167.2851563	80,928	56.44301855
3月23日	1,089	8.636003172	8,961	175.0195313	81,093	56.5809736
3月27日	1,387	10.99920698	9,332	182.265625	81,340	56.73036686
4月3日	2,617	20.75337034	10,062	196.5234375	81,620	56.92565211
<b>4月7日</b>	<b>3,906</b>	30.97541634	10,331	201.7773438	81,740	57.00934579

出典：外務省資料「新型コロナウイルス感染症の現状」に基づき小西洋之事務所作成 2020年6月11日参議院予算委員会 立憲・国民、新緑風会・社民 小西洋之

(照会事項)

本年に発出された新型コロナウイルス感染症に係る医療体制や検査体制の構築に関する行政通知（事務連絡等）について、その発出の根拠となる法律は何か。

- 新型コロナウイルス感染症についての医療体制や検査体制に関する事務連絡等は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく地方公共団体に対する技術的助言である。

(参考) 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) (抄)

第二百四十五条の四 各大臣 (内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。) 又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2・3 (略)

## 新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制等の 確保に関する法律案（仮称）骨子試案（未定稿）

### 1 目的

この法律は、今後生じ得る新型コロナウイルスの感染者の再度の急増に対応することができるよう、新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制その他感染の拡大を防止するための体制（以下「検査の実施体制、医療の提供体制等」という。）を確保することが喫緊の課題となっていることに鑑み、新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制等の確保に関し必要な事項を定めることにより、国民の生命及び健康を保護し、並びに今般新型コロナウイルス感染症により国民生活及び国民経済にもたらされた惨禍の再発の防止に資することを目的とすること。

### 2 国、地方公共団体等の責務

- (1) 国及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制等を早急に確保する責務を有すること。
- (2) 保健及び医療に関する関係機関及び関係団体は、国及び地方公共団体が講ずる新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制等の確保のための施策に協力するよう努めるものとする。

### 3 基本方針

- (1) 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制等の確保に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。
- (2) 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - ① 新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制等の確保に関する基本的な事項
  - ② 新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施件数の目標及びその達成の時期
  - ③ 新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施件数を増加させるための方策に関する事項〔検査に係る相談体制の整備、検体採取を行う機関の整備、新型コロナウイルス感染症に係る検査を迅速かつ効率的に行うことができる機器の活用等〕
  - ④ 想定される新型コロナウイルスの感染者の数を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る病床・宿泊療養施設の数目標及びその達成の時期
  - ⑤ 新型コロナウイルス感染者の症状に応じた医療を提供する体制を確保するための方策に関する事項〔重点医療機関の設置、医療機関の連携協力体制の整備、宿泊療養施設の確保等〕

- ⑥ 新型コロナウイルス感染症に係る検査及び医療に従事する者並びに当該検査及び医療に必要な物資を円滑に確保するための方策に関する事項
  - ⑦ 新型コロナウイルスの感染経路及び感染状況を把握するための方策に関する事項〔保健所における体制の強化・ICTの活用等〕
  - ⑧ その他新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制等の確保に関し必要な事項
- (3) 厚生労働大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、必要に応じて、学識経験を有する者及び都道府県の意見を聴くものとする。
- (4) 厚生労働大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- (5) 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制等の確保に関する施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、基本方針の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

#### 4 都道府県計画

- (1) 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制等の確保に関する計画を定めるものとする。
- (2) 都道府県は、厚生労働大臣に対して、定期的に、(1)の計画に基づく施策の実施状況を報告するものとする。

#### 5 国の援助

国は、4(1)の計画に基づく施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

#### 6 施策の実施状況の分析及び評価並びに国会への報告

- (1) 厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制等の確保のために講ぜられた施策の実施状況について、随時、分析及び評価を行うものとする。
- (2) 厚生労働大臣は、定期的に、国会に、新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制、医療の提供体制等の確保のために講ぜられた施策の実施状況及びこれについての(1)の評価の結果を報告するものとする。

#### 7 見直し

政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の新型コロナウイルス感染症に関する特例の期限（令和3年1月31日）が到来する場合において、新型コロナウイルス感染症をめぐる内外の情勢の変化を勘案し、この法律の施行

の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいてこの法律の廃止を含めて見直しを行うものとする。

※ 以上のほか、災害派遣を実施する自衛隊における新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制及び医療の提供体制の確保に関する規定を設けるか。

#### 【備考】

○ この法律は、厚生労働省の行政通知による取組に法律上の根拠を付与し、併せて政府からの国会報告を措置することにより、政府及び各地域の対策の着実な実施を確保するもの。

○ 新型インフルエンザ等特別措置法の政府行動計画・都道府県行動計画、感染症法の基本指針・予防計画は、平時において策定され、対象を新型コロナウイルス感染症に限っておらず、また、検査の実施体制・医療の提供体制等に関する具体的な事項は、これらの計画等において定めるべき事項としては法律上明記されていない。

新型インフルエンザ等特別措置法に基づき基本的対処方針に定めるべきとされている事項についても同様であり、また、同方針においては新型コロナウイルス感染症に係る検査の実施体制や医療の提供体制の確保等に関して一定の事項が定められているが、当面の対処の方針を示すものである。

この法律は、

- ・ 検査の実施体制・医療の提供体制等に関する具体的な事項を、基本方針に定めるべき事項として法律上明確にしている。
- ・ 新型コロナウイルスの感染が発生している最中に、今後生じ得る感染者の再度の急増に対応するために定めるものである。

○ 基本方針の策定後であっても、地方自治法の規定（第263条の3第2項）により、全国知事会は、内閣に対し意見を申し出ることができる。